

あわらし市監査委員告示3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和2年10月28日

あわらし市監査委員 伊東 秀一
あわらし市監査委員 笹原 幸信

記

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査対象
〔補助金4件〕

所管課	補助事業名	補助事業者	補助金の額
農林水産課	劔岳かりんて祭事業補助金	劔岳かりんて祭実行委員会	750,000円
観光振興課	夏まつり事業補助金	あわらし湯かけまつり実行委員会	3,500,000円
教育総務課	部・クラブ活動事業補助金	金津中学校クラブ活動振興会	1,317,000円
スポーツ課	スポーツ少年団活動事業補助金	あわらし市スポーツ少年団	2,070,000円

3 監査の内容

令和元年度財政援助団体等に係る出納及び事務の執行状況

4 監査の期間

令和2年5月11日から令和2年10月28日まで

5 監査の方法

市の補助金が交付条件に従って活用され十分効果が上げられているか、また収支の会計経理は適正か、さらに補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かなどに主眼を置き、関係書類や関係諸帳簿等の照合その他通常実施すべき監査を実施した。

6 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、次の点を除き概ね適正に執行されているものと認められた。

【劔岳かりんて祭事業補助金】

(1) 交付決定日以前の経費支出について

補助金の交付決定日以前に着手（発注・支払）した経費については、補助対象外とすべきところ、補助対象に含めているものがあつた。所管課は、実績報告書及び会計書類を十分に検査し、再発防止に努めること。また、補助事業者に対し、あわら市補助金等交付規則の内容について十分な説明を行うこと。

(2) 証拠書類の不備について

経費支出にかかる請求書、領収書の宛名に交付団体名と異なるものが複数見受けられた。補助対象事業とそれ以外の事業とを明確に区別するため、各証拠書類については、交付申請時に提出した団体名に統一するよう改善されたい。

【夏まつり事業補助金】

(1) 提出書類の遅延について

事業完了後に報告すべき実績報告書の提出が遅延していた。補助事業者は、補助事業が完了後、速やかに市長に報告するよう努められたい。また、所管課においては、実績報告書の提出が見受けられない場合には、補助事業者に事業の遂行状況を確認するよう努められたい。

(2) 決裁について

所管課において、本件に関する決裁が担当者と担当課長のみで行われていた。決裁には意思決定のほか、情報共有や課員の意見付与といった有意な機能を果たすことから、課員の決裁を通すよう改善されたい。

(3) 補助金等交付規則別表の整備について

補助金交付規則別表中の「補助金名」、「補助の目的」、「補助事業者」、「補助対象経費」の項目が、現在の補助事業と相違しているため、改正を行うこと。

【部・クラブ活動事業補助金】

(1) 補助金交付額の見直しについて

例年 100 万円を超える繰越金が発生している。所管課においては、補助金交付額が適正か、また交付方法が概算払でよいか見直しを検討されたい。

(2) 不適切な予算執行について

年度末に予算消化のための備品および消耗品の購入が多数見受けられた。予算消化のために駆け込みで購入することは、不要な支出を生み出すことに繋がるため、計画を持った購入を行うこと。また、所管課においては、補助事業者に対し、適宜指導を行い、必要であれば事業計画にあわせて購入計画等を提示させることも検討されたい。

【スポーツ少年団活動事業補助金】

(1)不適切な支給手続について

団体代表者の個人口座に補助金を交付していたものが1件あった。現在は団体口座へ交付するよう改善されているが、個人口座への交付は補助金の不正使用に繋がる可能性があるため、以後取りやめること。